

大府市議会

議 長 鈴 木 隆 様

大府市議会総務委員会

委員長 窪 地 洋

報 告 書

～防災その他危機管理について～

平成26年 5 月

大府市議会 総務委員会

目次

1	はじめに	…	1
2	調査の方法	…	1
3	大府市への提言	…	3
(1)	本市の現状	…	3
(2)	今後、本市に求められること。	…	3
ア	主に各家庭に関すること。		
(ア)	まずは自宅の災害対応力（耐震性等）を認識する必要がある。	…	4
(イ)	耐震性のない住宅の所有者は、耐震改修等を行う必要がある。	…	4
(ウ)	家具の転倒防止対策も施す必要がある。	…	4
(エ)	水・食料等の備蓄は、日常から工夫して行う必要がある。	…	5
(オ)	市民一人一人が防災意識を高く持つことが必要である。	…	5
イ	主に地域の自主防災組織に関すること。		
(ア)	自主防災組織をより充実・強化させる必要がある。	…	5
(イ)	自主防災組織の中に防災に関するノウハウを継承させる仕組みを構築していく必要がある。	…	6
(ウ)	自主防災組織の中に「防災リーダー」等を養成していく必要がある。	…	6
(エ)	自主防災組織相互の交流など、横のつながりも重要である。	…	7
(オ)	地域の事業所との連携も重要である。	…	7
ウ	主に市（災害対策本部）に関すること。		
(ア)	関係機関の情報共有、意志疎通等が重要である。	…	7
(イ)	関係機関との意志疎通等のため、共通の地図の整備が必要である。	…	8
(ウ)	実際の救助・支援活動においては、自治体及び住民自治組織の情報が重要である。	…	8
(エ)	I C Tの利活用をより進め、災害対策本部機能の強化を図る必要がある。	…	9
(オ)	引き続き、災害時応援協定の充実に取り組む必要がある。	…	9
(カ)	引き続き、市全体の防災意識を高揚させていく必要がある。	…	10
(キ)	様々な過去の災害の教訓に学んでいく必要がある。	…	10
4	おわりに	…	11
	総務委員会委員名簿	…	12

1 はじめに

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生後、東海・東南海・南海連動型地震、いわゆる南海トラフ巨大地震発生懸念が浮上したことを受けて、国は、中央防災会議に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設け、対策の検討を進めてきた。同ワーキンググループは、平成25年5月28日に最終報告を発表し、その特徴、対策の基本的方向、具体的に実施すべき対策等を明らかにしてきた。

また、愛知県においても調査が進められ、平成25年5月30日開催の愛知県防災会議において、国の震度分布、液状化危険度、浸水想定域を前提とした南海トラフ巨大地震に係る建物被害及び人的被害の市町村別試算（最大クラス）が示された。

それによると、大府市における建物被害については、全壊・焼失棟数が最大で約3,070棟（試算に用いた建物棟数2万6,249棟の約11.7%）と試算されており、その内訳は、揺れによるものが約2,200棟（約8.4%）、液状化によるものが約70棟（約0.3%）、火災によるものが約800棟（約3.0%）となっている。

また、人的被害については、死者数が最大で約100人（試算に用いた人口8万5,249人の約0.1%）と試算されており、そのほとんどが建物倒壊等によるものであり、そのうち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物によるものが約10人となっている。

最悪の場合、大府市内の約11.7%の建物が全壊・焼失により居住することができなくなり、大府市民の1,000人に1人程度が主に建物倒壊等により亡くなることが予想されるということである。

これは、従来想定されていた「東海・東南海地震連動型」による被害予測（全壊310棟、焼失10棟、死者若干名など。平成15年愛知県調査）を大きく上回る数値である。

県は、その後も調査を進め、最終的な「最大クラス」及び「対策目標レベル」の被害想定を発表するものとしており、今後、県において、最終的な「対策目標レベル」の被害想定を基にした地域防災計画の見直しが行われ、本市の地域防災計画についても、同様の見直しの必要に迫られることが予想されている。

そこで、当委員会は、平成25年6月18日、南海トラフ巨大地震対策を始めとした防災その他危機管理について、市政の現状及び課題を把握し、政策立案、政策提言を行うため、所管事務調査として「防災その他危機管理について」の調査を行うことに決定し、閉会中を中心に調査を行ってきた。

このたび、調査研究の成果を「大府市への提言」として取りまとめたので、その内容を以下のとおり報告する。

2 調査の方法

調査については、閉会中を中心に、市内の防災関係団体との意見交換会、市外自治体への視察調査等により行った。

(1) 平成25年6月18日（火） 総務委員会

- ・ 南海トラフ巨大地震対策を始めとした防災その他危機管理について、市政の現状及び課題を把握し、政策立案、政策提言を行うため、所管事務調査として「防災

その他危機管理について」の調査を行うことに決定した。

- ・ 本調査については、議長に対し、調査研究が終了するまで、閉会中の継続調査の申出をすることに決定した。

(2) 平成25年7月9日（火） 市外視察調査（委員派遣）

- ・ 陸上自衛隊守山駐屯地に委員7名全員を派遣し、陸上自衛隊の災害派遣について調査を行った。

(3) 平成25年8月20日（火） 総務委員協議会

- ・ 陸上自衛隊守山駐屯地への視察調査について、各委員に所感を求めた上、委員間で意見交換を行った。

(4) 平成25年10月3日（木） 市内団体等との意見交換会（委員派遣）

- ・ 市内の防災に関するボランティア団体である「おおぶ防災ボランティア」との意見交換会に委員7名全員を派遣し、当該団体と大府市の防災対策の現状及び課題等について意見交換を行った。

(5) 平成25年10月29日（火） 市外視察調査（委員派遣）

- ・ 新潟県長岡市に委員7名全員を派遣し、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震等の教訓を基にした防災対策の強化について調査を行った。

(6) 平成25年10月30日（水） 市外視察調査（委員派遣）

- ・ 富山県小矢部市に委員7名全員を派遣し、小矢部市の防災対策全般について調査を行った。

(7) 平成25年11月29日（金） 総務委員協議会

- ・ 「おおぶ防災ボランティア」との意見交換会並びに新潟県長岡市及び富山県小矢部市への視察調査について、各委員に所感を求めた上、委員間で意見交換を行った。

(8) 平成26年4月14日（月） 総務委員協議会

- ・ 委員間で意見交換を行い、報告書の内容について検討した。

(9) 平成26年4月14日（月） 総務委員会

- ・ 報告書の内容を決定し、本会議で報告することとした。

3 大府市への提言

(1) 本市の現状

本市は、昭和19年12月7日の昭和東南海地震、昭和20年1月13日の三河地震及び昭和21年12月21日の昭和南海地震以降、70年近く大きな地震災害に見舞われていない。また、風水害についても、昭和34年9月26日の伊勢湾台風以降、主にハード面の防災対策が進み、生命の危険を感じるような風水害は、近年ではほとんど発生していない状況にある。

平成12年9月11日・12日には東海豪雨による被害に見舞われたものの、被害は市域の一部に集中していた。また、東海豪雨から13年が経過し、その後の人口増もあって、当時の事情を知らない住民も増えてきている。

そのような状況から、本市の防災意識は、全国的に見れば、比較的低い状況にあるのではないかと推測される。

(2) 今後、本市に求められること。

大災害においては、市災害対策本部や消防など、防災関係機関が行う活動には限界があり、各家庭での日頃からの備えのほか、「向こう三軒両隣」という隣近所の助け合いなど、地域の住民同士の助け合いが特に重要となってくる。これは、平成16年の新潟中越地震など過去の災害の事例を見ても明らかであり、それらの大災害に見舞われた自治体の多くは、災害後に防災対策を強化するに当たり、そのことを意識して施策を充実させてきている。

つまり、大災害に立ち向かうためには、「自分や家族の命は自分たちで守る」という「自助」、「地域の住民同士の助け合い」である「共助」、そして、市災害対策本部や消防、警察、自衛隊等の「公助」が連携して、一体となって取り組む必要があるということである。

発生が懸念されている南海トラフ巨大地震は、その被害が広域かつ甚大なものとなることが予想されており、これまで以上の防災対策が必要となってくる。

愛知県は、南海トラフ巨大地震の「対策目標クラス」の被害想定を本年6月頃に発表する予定である。今後、県における地域防災計画の見直しを踏まえ、本市の地域防災計画についても見直しを行うこととなるが、その検討に当たっては、地域、事業者、行政機関等の各主体が一体となって取り組む必要があると考える。

また、その際には、各家庭や各事業所が「自助」としてやるべきこと、地域が「共助」としてやるべきこと、自治体等が「公助」としてやるべきことについて、それぞれの役割分担を分かりやすく明確にし、災害時に機能する仕組みを構築することが必要であると考えます。

そこで、以下、主に各家庭に関すること、主に地域の自主防災組織に関すること、主に市（災害対策本部）に関することの三つに分けて、必要と思われる取組について述べていく。

ア 主に各家庭に関すること。

(ア) まずは自宅の災害対応力（耐震性等）を認識する必要がある。

自らと家族の生命・身体を守るために重要なのは、まず、第一に耐震性等、自宅の災害対応力を認識することである。

「大府市防災マップ」には、東海豪雨浸水実績図、浸水区域想定図、液状化予測マップが掲載されている。また、大府市では、昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、木造住宅の無料耐震診断及び非木造住宅の耐震診断費補助を建設部建築住宅課において実施している。まずは、これらを活用するなどして自宅の災害対応力を認識する必要がある。

(イ) 耐震性のない住宅の所有者は、耐震改修等を行う必要がある。

住宅の耐震性を高めることは、震災時の自己及び家族の生命・身体の安全を守ることにつながるのみならず、震災後の生活の内容そのものを大きく左右する。

大地震に見舞われたとしても、自宅が使用可能ならば、電気、ガス、水道等のライフラインの問題はあるかもしれないが、普段の生活道具が一通りそろっているし、窮屈な避難所で不自由な生活を送ることもない。我々大府市民は、今一度このことを認識する必要がある。この観点からも、住宅の耐震対策は非常に重要である。

平成24年3月に策定された大府市建築物耐震改修促進計画（改訂版）によれば、平成23年における本市の住宅の耐震化率は81.2%（木造住宅68.8%、非木造住宅94.4%）であり、平成19年の75.2%（木造住宅58.5%、非木造住宅92.6%）に比べ、耐震化率は上昇しているものの、まだ市内には5,590戸ほどの耐震性のない住宅が残っていることが推計されている。

住宅の建て替え、耐震改修等には多額の費用を要することから、耐震化を妨げる要因として、住宅の所有者の経済的理由がよく挙げられるが、住宅の所有者の意識によるところも大きいと思われる。

大府市では、昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、木造住宅の耐震改修費補助及び非木造住宅の耐震改修費補助を建設部建築住宅課において実施している。いまだ耐震対策を取られていない住宅の所有者におかれては、これらの制度を活用するなどして、早急に耐震対策を取られることを望みたい。

市においても、震災後の避難所生活者の減少、二次災害の防止のため、住宅の耐震改修の促進を継続、強化していく必要があると考える。

(ウ) 家具の転倒防止対策も施す必要がある。

住宅が耐震化されていたとしても、転倒してきた家具等で死亡・負傷しては、本末転倒である。

大府市では、一人暮らし高齢者に対する家具転倒防止器具取付事業を福祉子ども部福祉課高齢者支援室において行っているし、市内のボランティア団体「おおぶ防災ボランティア」においても、家具の転倒防止器具取付けの事業を

行っている。また、一般に販売されている家具転倒防止器具等の商品も年々充実してきている。

各家庭においては、これらを活用して、家具等の転倒防止対策を施す必要がある。

(エ) 水・食料等の備蓄は、日常から工夫して行う必要がある。

市では、現在、平成15年に愛知県が示した東海・東南海地震連動型の被害想定を基に、想定避難者数（大府市民の約1割）の3食3日分の食料等の備蓄を行っている。これは、3日程度で主要な交通が復旧し、他の地方から物資が供給されてくることを想定していることによる。しかし、南海トラフ巨大地震のような広域かつ甚大な災害となると、主要な交通の復旧には更に時間が掛かることが予想される。

中央防災会議の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の最終報告書においても、「被災地域では、発災直後は特に行政からの支援の手が行き届かないことから、まず地域で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水、乾電池、携帯電話の電池充電器、カセットコンロ、簡易トイレ等の家庭備蓄を1週間分以上確保するなどの細かい具体的な対応を推進する必要がある」と述べられている。

本市でも、中央防災倉庫の建設等により今後の備蓄量の増加に向けて取り組んでいるが、市で全ての備蓄を行うことには限界があるため、各家庭において、1週間分以上の水・食料等の備蓄が必要である。

その際、水が一番重要な備蓄品となるが、普段から大量に飲料水・生活用水を常備しておくことは容易ではない。また、食料についても、非常用として特別に大量の備蓄品を常備しておくことも容易ではない。そのため、家庭での備蓄には、日常生活の中で工夫し、普段から備蓄を行うことが重要となってくる。

例えば、飲料水・食料の備蓄については、古い備蓄品を定期的に消費し、新しい備蓄品を買い足していくという回転備蓄（ローリングストック）方式など、効率的かつ効果的な備蓄方法も提唱されている。市は、このような日常生活の中で備蓄を行う方法等について、積極的に広報する必要がある。

(オ) 市民一人一人が防災意識を高く持つことが必要である。

市全体の防災意識を高めるためには、地域に住む市民一人一人の防災意識を高めることが欠かせない。そして、防災意識は、訓練等のときだけ高まればよいというものではない。各家庭において、備蓄等の防災対策が日常生活の中で当たり前のように行われるようになることが必要である。

イ 主に地域の自主防災組織に関すること。

(ア) 自主防災組織をより充実・強化させる必要がある。

本市においては、10ある自治区の全てにおいて自主防災組織が組織されており、市の地域防災計画や災害時要援護者支援マニュアルにおいても、自主防災

組織は重要な役割を担っている。今後、市の防災力を強化するためには、各地域の自主防災組織をより充実し、強化させる方策を考えていかなければならないと考える。

しかし、自主防災組織の基となる自治区・自治会等の住民自治組織そのものの加入率が低下する傾向にある。自治会加入率の低下は、すなわち、自主防災組織、地域の防災力の低下につながるため、自治会加入率の低下防止、向上を進めていく必要がある。

(イ) 自主防災組織の中に防災に関するノウハウを継承させる仕組みを構築していく必要がある。

本市においては、自主防災組織の長である自治区長（振興長）が、災害対策支部の支部長となっているなど、自治区、自主防災組織の役員は、地域の災害対策において重要な役割を担っている。

しかし、自治区や自主防災組織の役員の多くは、1年から2年程度の短期で交代してしまうため、防災に関するノウハウが継承されにくい状況にある。

自治区も自主防災会も、組織である以上、役員の交代は避けられない。重要なのは、そのノウハウが確実に継承されていくことである。

そのため、新潟県長岡市のように、市において「自主防災組織の活動のための手引書」を作成するなどの方法により、自主防災組織において、防災に関するノウハウが確実に継承される仕組みを構築することが必要と思われる。

(ウ) 自主防災組織の中に「防災リーダー」等を養成していく必要がある。

市内にも防災に関するボランティア団体はあるが、組織の高齢化、新規入会者の確保に苦慮されている。特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格「防災士」の資格を所持している市民もいるが、決して数は多くない。また、それらの方々は、基本的には有志であるので、その居住地域には偏りがあり、各自主防災組織との連携も十分にできていない状況である。つまり、現状では、各地域において防災リーダーとなる人材が不足しているということである。

したがって、防災に関するボランティア団体に参加するような者、防災に関する知見を有する者を養成し、自主防災組織の中で活躍していただく必要がある。

しかし、リーダーとなる人材も、いずれは高齢になり、十分な活動ができなくなっていく。自主防災組織が組織として強化されるために、市として、防災リーダーとなる人材を継続して養成し続けていくことのできる仕組みを構築する必要があると考える。

例えば、新潟県長岡市のように、独自の養成機関（中越市民防災安全大学）を設け、独自の資格（防災安全士）を認定することにより養成する方法も考えられるし、富山県小矢部市のように、「防災士」の資格取得に対する補助を行い、「防災士」の資格を持つ人材を増やす方法も考えられる。また、振興員に対し、地域の防災に関する業務を委嘱し、地域の防災意識の高揚を図り、かつ、

研修等を行い、地域における防災力の向上を図る方法も考えられる。

(エ) 自主防災組織相互の交流など、横のつながりも重要である。

現在、地域における防災の取組は、ほとんどがそれぞれの自治区（自主防災組織）の単位でとどまっているが、自主防災組織同士の交流が図られるような仕組みづくりを検討してはどうかと考える。

市全体の防災力の向上につながることや、局所的な災害の際の応援・ボランティアなど、市全体の防災力の向上に資する様々な効果が期待できるものと考ええる。

また、地域の事業所、ボランティア団体等との交流を深めることも、人材の確保や組織体制の充実のため重要であると考ええる。

(オ) 地域の事業所との連携も重要である。

災害はいつ発生するとも知れず、当然、操業・営業時間中に発生する可能性もある。このため、各事業所が普段から地域と交流しておくことは、いざというときのために大変重要である。

実際に、過去の地震災害を見ても、事業所の従業員と近隣住民が協力して火災の消火に当たった事例は少なくない。

各事業所におかれては、地域の防災訓練への積極的な参加等の交流をお願いしたい。また、従業員のボランティア活動への参加に対する理解もお願いしたい。

現在も市内の一部の地区において、企業の独身寮と連携した取組が行われている。このような取組は非常に有益な取組であるので、他の地区にも広がっていくことが望ましい。市は、このような取組の広がりをサポートしていくことが必要と考える。

ウ 主に市（災害対策本部）に関すること。

(ア) 関係機関の情報共有、意思疎通等が重要である。

自治体、消防、警察、自衛隊等の各関係機関がばらばらな支援活動をしていては、迅速な救助・支援活動を行うことができない。関係機関の情報共有、意思疎通等の連携を密にしなければならない。

東日本大震災においても、市長室の隣に自衛隊の指揮所を置くことができた市では、市長との連携が密になり、情報共有が図られ、他市町村に比べ、迅速な判断と活動が行われた。

また、捜索・救助活動をするにしても、住宅等の建築物を勝手に壊すことを自衛隊等の応援部隊が判断することは難しい。自治体（首長）が速やかな判断をしないと、自衛隊等の応援部隊も動くことができない。

本市においても、災害対策本部と各関係機関との情報共有、意思疎通を密にし、連携の取りやすい体制とするため、各関係機関の支援拠点は、必ず災害対策本部に近い位置とするなどの配慮が必要である。また、非常時の連携を有効

なものとするためには、平常時からの連携・交流が必要である。日頃の各関係機関・団体とのつながり・交流を大事にする必要がある。

(イ) 関係機関との意志疎通等のため、共通の地図の整備が必要である。

ヘリコプターによる救助・輸送活動など、災害対応においては、現場位置の特定が重要であるが、東日本大震災では、現場位置を特定するための地図が各機関（自治体・警察、消防、海上保安庁、自衛隊）で異なっていたため、情報伝達、連携に支障があった。

自衛隊では、グリッド入りの地図（地図の上に格子状の直線を引き、そのマスごとに番号を振って地図上の各地点を区別する方式）を使用しているが、自治体は一般の住宅地図を使用している。

自衛隊等の応援部隊は個々の自治体の住宅地図を持っているわけではない。また、管外からの応援部隊は土地勘がないため、住所（地番・住居表示）から位置を特定するのには時間を要してしまう。

今後は、災害時の各機関の連携のために、位置を特定するための共通地図を定める必要があるが、共通地図については、中部圏の学識経験者、国の地方支分部局等、地方公共団体等、経済団体、ライフライン等関係機関及び報道関係機関で構成する「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」において、「MGRS（UTM）グリッド入りの地図」を共通地図として使用することが決定されている（平成24年11月）。

例えば、「大府小学校にヘリを飛ばしてほしい」と応援を要請しようとしても、土地勘がない応援部隊にとっては、「大府小学校とはどこか」という話になる。「大府小学校は、大府市桃山町五丁目44番地にある」と言っても、地元の地図がないと分からないし、情報伝達の過程において、聞き間違い等が発生しやすい。

このグリッド入りの地図を使用すると、「大府小学校は、グリッド座標では、『53-SPU-7913-7633』の位置にある」と言えば、地元の地図を持っていなくても、位置を把握し、現地に向かうことができる。

少なくとも、災害対策本部は、市内主要施設のグリッド座標（念のため、緯度・経度も）を把握しておく必要がある。そして、各施設等において、広く「見える化」しておくとのよいのではないかと考える。

(ウ) 実際の救助・支援活動においては、自治体及び住民自治組織の情報が重要である。

位置が特定され、救助部隊が現地に着くことができて、当然、自衛隊等の応援部隊では、「この家には誰が住んでいるか」といったことは分からない。搜索・救助活動を行うためには、地元（自治体、消防団、自主防災会等）が持っている身近な情報（住宅地図等）が重要である。

東日本大震災においても、自衛隊の搜索・救助等の活動においては、自治体の持つ住宅地図等の地元の情報が必要であった。

よって、災害時には、自治体及び住民自治組織の持つ情報（住民基本台帳、災害時要援護者名簿、住宅地図等）が重要となってくる。これらの情報について、非常時の持ち出しも想定した保管方法・管理方法の検討が必要と考える。

市は、住民基本台帳、災害時要援護者名簿等の整備などにより、常日頃から住民情報の把握に努める必要がある。また、外部の応援部隊の活動が迅速に行えるよう、住宅地図等の情報を提供できる体制を整えておく必要がある。

また、各家庭、自主防災組織も、日頃から近隣と顔の見える関係を構築しておく必要がある。そのためにも自治会への加入は大変重要である。

(エ) ICTの利活用をより進め、災害対策本部機能の強化を図る必要がある。

本市の災害対策本部は、通常、市役所地下1階の災害対策本部室に設置され、そこに市内10か所の災害対策支部から逐次情報が集約される体制となっている。

これは現場への迅速な対応が図られるというメリットがあるものの、現場の目視は当然、各支部の職員が中心となる。また、災害対策本部室そのものが地下にあるため、特に風水害の場合において、災害対策本部室が地上にある自治体に比べ、状況把握がしにくいのではないかと考える。

災害時には、災害対策本部長である市長の迅速な判断と決断が重要である。そのため、災害対策本部長である市長の下に、情報をいかに集約するかが重要となる。

平成16年の新潟中越地震を始めとして多くの災害を経験した新潟県長岡市では、新庁舎建設に合わせ、ICTを活用した災害対策本部室を整備し、平成24年度から運用を開始している。そこでは、大型ディスプレイを活用して、気象、河川状況、カメラ映像、テレビ映像等の情報を総合的かつ同時に閲覧できるようにし、よりの確・迅速な意思決定を行うことのできる体制が構築されており、さらに、その集約された災害情報を職員が共有できる体制が構築されている。

本市においても、ICTの利活用をより推し進め、災害対策本部機能の強化を進めていく必要があると考える。

本市は河川水位監視システムを整備し、河川水位監視用のカメラを設置しているが、その他の防災用監視カメラは設置していない。本市においても、例えば、災害対策支部の設置される公民館等の主要公共施設、主要道路、主要交差点及び大府・共和両駅等の主要拠点、浸水多発場所等の危険箇所には防災用監視カメラを設置し、その映像を災害対策本部室に集約することが必要ではないかと考える。なお、その際には、国（国土交通省など）、県（警察）、民間事業者その他の機関が設置している監視カメラの映像も利用できるように協定を結ぶことも必要と考える。

(オ) 引き続き、災害時応援協定の充実に取り組む必要がある。

いかにトップが迅速な判断と決断を行ったとしても、人と物がなければ始ま

らない。水や食料のほか、資機材も確保しておく必要がある。特にショベルカー等の重機やそのオペレーター等は、災害対応に大きな力を発揮するので、災害応援協定によりすぐに手配できるようにしておく必要がある。市内土木業者を始めとして、民間事業者との災害時応援協定については、今後とも継続・充実に努め、また、良好な関係を築いておく必要がある。

水、食料、日常生活用品を始めとして、災害時において必要とされる物資・サービスを取り扱っている事業所におかれては、市との災害時応援協定の締結をぜひとも検討していただきたい。

また、自治体間の災害時相互応援協定については、南海トラフ巨大地震による被害が比較的少なく、かつ、距離的にも迅速に対応できる日本海側の自治体との協定について検討する必要性を感じていたが、当委員会が行った視察調査が「縁」となり、富山県小矢部市と災害時相互応援協定の締結に至ったことは、当委員会の調査活動の思いがけない副産物であり、両市にとって誠に喜ばしいことであった。今回の協定締結により、両市の防災対策がより一層充実することを願ってやまない。

今後は、既に協定を締結している滋賀県長浜市、岩手県遠野市とともに、各市との交流を深め、関係をより強固なものにしていくことが重要であると考え

(カ) 引き続き、市全体の防災意識を高揚させていく必要がある。

地域総ぐるみ防災訓練は、市全体の防災意識の高揚に非常に有効的である。しかし、10自治区の持ち回りのため、各自治区には10年に1度しか回ってこない。隣の自治区と2地区合同でやることも検討してはどうかと考える。

いずれにせよ、子供から高齢者まで、様々な年齢層に対して機会を捉えて防災に対する啓発を行う必要がある。また、その内容については、官民協働で十分に検討して、効果的な方法により行う必要がある。

(キ) 様々な過去の災害の教訓に学んでいく必要がある。

前述したように、本市は、長い間、市全体に被害を及ぼすような大きな災害に見舞われていない。また、平成12年の東海豪雨から、市職員もかなり入れ替わっている。そのため、他の地域の過去の災害の教訓に学び、施策に生かしていく必要がある。東日本大震災を始めとした様々な災害の教訓について、現地を訪問するなどして、裏話等も含めて情報を入手し、施策に生かしていく必要があると考える。

そのためにも、過去の災害の教訓に学ぶための仕組みづくりが重要である。例えば、関東大震災、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの国内の大きな災害を始め、昭和東南海地震、三河地震、昭和南海地震、伊勢湾台風、東海豪雨などの本市に大きな影響を与えた災害について、それらの発生した月日を年間カレンダーに記載するといったことを行えば、毎年、過去の災害を振り返るきっかけがつけられると考える。

4 おわりに

以上が当委員会の調査研究の成果であるが、南海トラフ巨大地震への対策としては、これら以外にも様々な事項について対策の強化が必要となってくる。

市長におかれては、本報告書の内容について十分に検討の上、今後の市の防災その他危機管理に係る施策に生かしていただくことを強く期待している。

最後に、当委員会の調査活動に御協力いただいた全ての方々に、この場をお借りしてお礼を申し上げ、本報告書の結びとする。

総務委員会委員名簿

(平成25年5月9日～平成26年5月9日)

役職名	氏 名	所属会派
委 員 長	窪地 洋	公 明 党
副委員長	三宅 佳典	市民クラブ
委 員	森山 守	日本共産党
委 員	守屋 孝	市民クラブ
委 員	浅田 茂彦	自民クラブ
委 員	久野 喜孝	一 喜 会
委 員	深谷 直史	自民クラブ

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順